

## 商標法第68条の10で規定する国際商標登録出願の出願時の特例についての取扱い

1. 第68条の10に規定する出願時の特例については、同条に“国際商標登録出願に係る国際登録に基づく登録商標がその商標登録前の国内登録に基づく登録商標と同一であり、・・・”としていることから、当該国際商標登録出願については、その査定時において有効に存続している国内登録出願に基づいて登録（国内登録）されたものであって、以下の要件を全て満たす場合にその指定商品又は指定役務が重複している範囲について国内登録における出願の日（遡及日）にされたものとみなされる。

- ① 国際商標登録出願と国内登録に係る指定商品又は指定役務が重複していること
- ② 国際商標登録出願と国内登録に係る商標が同一であること
- ③ 国際商標登録出願の出願人と国内登録の商標権者が同一人であること

2. 国際商標登録出願における出願人の名称及び住所はラテン文字によって表示されているのに対し、国内登録における商標権者は、外国人の場合、商標登録原簿にその名称及び住所が音訳され片仮名文字によって登録されていることから、名称及び住所が同一であるか否かの認定に当たっては、[商標審査便覧42.111.01](#)「出願人（申請人）の同一認定に関する取扱い」等を参考にすることとする。

例 区切り記号の有無等による相違があっても同一住所と認められる場合

例1 「R、C、A Corporation」  
「アール シー エー コーポレーション」

例2 「…10036the State of New York New York…」  
「…ニューヨーク州ニューヨーク…」

3. 国際商標登録出願の出願時の特例は、国内登録の指定商品又は指定役務が重複している範囲について適用されることから、その適用があるか否かは国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務ごとに判断されることとなる。

すなわち、例えば、下記のような場合は、指定商品又は指定役務ごとに遡及する日が異なることとなる。

例 国際商標登録出願の指定商品が「a, b, c」の場合に、国内登録が以下のとおり査定時において有効に存続していたときは、その国際商標登録出願

の出願の日は以下のとおり遡及することとなる。

国際商標登録出願の指定商品	国内登録				国際商標登録出願遡及日
	国内登録	商標	指定商品	出願日	
a	I	同一	a	H 3.1.1	国内登録 I の出願日
b	II	同一	b	H 5.1.1	国内登録 II の出願日
c	無し				遡及しない

4. 第 68 条の 10 で規定する特例が適用される国際商標登録出願については、第三者にも利害関係が生じることから、その商標登録原簿に、

① 本条の特例が適用される旨

及び

② 該当する国内登録の登録番号

を登録する必要がある、本条の特例が適用される国際商標登録出願を登録査定するときは、その査定書に、上記①及び②を記載することとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第 68 条の 9, 10, 11, 12, 13, 15, 16, 17, 18, 20 及び 28 \(国際商標登録出願に係る特例\)」の審査基準](#)